

熊本市自転車ネットワーク計画改定支援業務委託 基本仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. 本仕様書は、「熊本市自転車ネットワーク計画改定支援業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。
2. 本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書」（熊本市令和7年10月）（以下、共通仕様書）等業務に関係する法令、規則、基準、指針を遵守しなければならない。

第2条 定義

本業務において、委託者（熊本市）を「甲」、受託者を「乙」とする。

第3条 疑義

乙は、本業務の履行にあたって、本仕様書等に明記のない事項または疑義を生じた場合は、速やか且つ十分に甲と協議を行うこと。その際、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。

第4条 守秘義務

業務上知り得た情報は、秘密事項として厳守しなければならない。特に、個人情報の保護に関し、下記事項を厳守しなければならない。

- 1) 乙は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、第三者に漏らしたり、転用したりしてはならない。業務完了後においても同様とする。
- 2) 本業務にかかる一切のデータを、甲の指定した目的以外に複写又は複製してはならない。
- 3) 本業務の処理に関し事故が生じた場合は、直ちに乙は甲に対して口頭又は電話により通知するとともに、遅延なくその状況を書面で甲に報告しなければならない。
- 4) 本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）は、甲への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。

第5条 土地の立ち入り

作業実施にあたり、第三者の土地に立ち入って調査の必要がある場合には、調査職員の助言を受け、あらかじめ土地所有者の了解を得るものとし、無益の摩擦や紛争を起こさないよう対応しなければならない。

第6条 行政情報流出防止対策の強化

1. 乙は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
2. 乙は、業務計画書及び本仕様書等に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したこと

を確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第7条 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、甲の所有とし、乙は甲の許可なく貸与、公表及び使用してはならない。

第2章 業務の内容

第8条 目的

本業務は、平成30年4月に策定された熊本市自転車ネットワーク計画（以下、「現計画」という）について、その後の社会情勢や交通環境の変化に対応した計画改定を支援することを目的とする。業務にあたっては、自転車利用状況や自転車関連事故状況等を定量的に分析し、その結果を踏まえて、自転車ネットワークエリアの設定、自転車ネットワーク路線の選定及び整備形態の検討等を行う。

第9条 履行期間

本業務は、契約締結日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

第10条 業務内容

（1）業務実施計画作成

乙は、本仕様書に示す業務を把握した上で、適正かつ円滑に業務を行うための業務実施方針・処理手順・工程など業務実施に必要な諸事項を計画し、技術提案の内容を盛り込んだ業務計画書を作成し、契約締結日から14日（休日等を含む）以内に甲に提出する。

（2）自転車ネットワーク計画エリアの設定

現計画で設定した視点等を参考に、最新のデータで自転車ネットワーク計画エリアの見直しを検討する。設定の視点や使用するデータ、分析手法については、提案内容を踏まえ協議の上決定する。

（現計画のエリア設定の視点）

- ・自転車の交通分担率が高いエリア
- ・自転車関連事故が多いエリア
- ・「熊本市立地適正化計画」に設定された都市機能誘導区域（中心市街地・地域拠点）が多く含まれるエリア

(3) 自転車ネットワーク路線の選定

(2) の結果を踏まえ、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国交省・警察庁令和6年6月）（以下、「ガイドライン」という）での選定の視点を参考に、ネットワーク路線の追加・削除を検討する。選定の視点や使用するデータ、分析手法については、提案内容を踏まえ協議の上決定する。

(4) 整備形態の選定

(3) で新たに自転車ネットワーク路線として設定した路線を対象に、ガイドラインの考え方を参考に、自転車通行空間の整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在等）を選定する。

(5) 優先整備路線の選定

(2) 及び(3) で整理した各種データを用いて、計画期間内の優先整備路線を選定する。選定の視点や優先整備路線の延長は協議の上決定する。

(6) 自転車ネットワークエリア外で対策が必要な路線の抽出

自転車ネットワーク計画エリア外に位置する高校周辺等の路線を対象に、路面表示等による安全対策を講じる必要がある路線を抽出する。なお、抽出方法や評価基準については、提案内容を踏まえ協議の上決定するものとする。

(7) 報告書作成

本業務での実施結果をまとめた報告書を作成するものとする。

なお、整理した情報は、図面や貸与資料を十分に活用し、わかりやすくとりまとめるものとする。なお、本業務に使用した資料、文献等はその出典先を明記すること。

第11条 打合せ

打合せは以下を想定している。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、調査職員と協議し、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。

また、打ち合わせを行う場合においては、その結果は乙が書面（打合せ記録簿）に記録し相互確認しなければならない。

- 1) 業務着手時 1回
- 2) 中間打合せ 3回
- 3) 成果品納入時 1回

第12条 成果品及び電子納品

1. 乙は、「熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。
3. 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 成果品の提出場所は、熊本市都市建設局地域交通支援課とする。

第13条 検査

本業務の成果品については、現場責任者立会いの下、甲の検査を受けるものとする。

第14条 完了

本業務は、成果品納入一覧表と共に成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。

第15条 手直し

業務完了後、乙の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。